弘前地区環境整備事務組合電力受給事業に係る公募型プロポーザル実施要領

１．事業概要

弘前地区環境整備事務組合（以下「組合」という。）における電力契約に関し、電力受給の安定性、コストの削減、環境配慮などの総合的な観点から、弘前地区環境整備センターの発電による余剰電力の売却及び南部清掃工場への自己託送並びに組合施設で使用する電力の調達の実施先を選定することを目的とし、本事業を実施するものである。

(1) 事業名

弘前地区環境整備事務組合電力受給事業

(2) 事業内容

以下の①から③の業務。詳細は仕様書を参照すること。なお、電力の調達に関しては、基本料金、従量料金及び燃料費等調整単価のいずれも東北管内の旧一般電気事業者の標準メニューにおける料金単価を上回らないように設定すること。また、自己託送に係る電力需給管理業務は年額4,400,000円（税込）以内とすること。

なお、契約締結時における仕様については、提案内容により修正を行うことがある。

① 余剰電力の売却

弘前地区環境整備センターの廃棄物の焼却による発電電力のうち、施設内使用電力及び南部清掃工場への自己託送電力を除いた全余剰電力の買取

② 組合施設で使用する電力の調達

組合の２施設（弘前地区環境整備センター及び南部清掃工場の負荷追随供給分）への電力供給

③ 南部清掃工場への自己託送に係る電力需給管理業務

南部清掃工場に自己託送する電力の需給管理業務

自己託送にあたって当組合に義務付けられる各種計画の作成・提出等を含む。

(3) 事業予定期間

令和８年４月１日から令和10年３月31日まで

２．事業者選定方法

より優れた事業者を選定するとともに、その選定方法の公平性及び透明性の確保を図るため、公募型プロポーザル方式により広く事業提案を募り、電力受給の安定性及び経済的、合理的かつ費用対効果の高い提案者を選定する。

また、事業者選定に当たっては、審査委員会を組織し、参加希望事業者が組合に提出した各種調書及び企画提案書等の書類審査並びにプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を実施する。

３．関係書類の交付

組合がプロポーザルへ参加しようとする者へ交付する書類は、別表１のとおりとし、組合のホームページに掲載することで交付する。

４．参加資格要件

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、単独事業者又は複数の法人により構成されるグループとし、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

なお、(1)から(3)、(5)、(6)及び(8)の事項は構成員の全てが満たし、(4)及び(7)の事項は構成員のいずれかが満たしていること。また、単独事業者又はグループの構成員として参加表明手続をした者は、他のグループの構成員として参加できないものとする。

(1) 弘前市建設業者等指名停止要領に該当していない者。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項に規定する者に該当しないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条の２に規定する小売電気事業者として登録を受けた事業者であること又は同法に規定する、小売電気事業者が行う小売供給に関する契約（以下「小売供給契約」という。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者であること。

(5) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第４項の規定に基づき、納付金が未納である旨の公表がされている者（入札参加申出時において同法第31条第２項及び第34条第２項の規定に基づき支払が完了している者を除く）でないこと。

(6) 市町村税、都道府県税及び国税の未納がない者であること。

(7) 日本国内に、本社又は営業所を有していること。

(8) 国又は地方公共団体との契約に関して、公示日現在から候補者特定の日までの間に、指名停止期間がないこと。

(9) グループによる共同提案の場合、グループ代表者及び構成員を定めること。

５．質問の受付及び回答

(1) 提出期限：令和７年12月15日（月）午後４時まで（必着）

(2) 提出方法：別添の質問書（様式１）により、電子メールにて提出すること。

電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

電子メールアドレス：kankyouseibi@city.hirosaki.lg.jp

(3) 回答日：令和７年12月17日（水）午後４時までに回答する。

(4) 回答方法：弘前地区環境整備事務組合ホームページに掲載

URL: https://www.city.hirosaki.aomori.jp/kankyoseibi/

６．参加表明手続

(1) 提出書類：各１部

① 参加意思表明書（様式２―１）

② グループ結成届（様式２－２）※グループで応募する場合

③ 登記簿謄本又は履歴(現在)事項全部証明書（法人）

・書類提出日の直近３箇月以内の原本

④ 身分証明書（個人）

⑤ 財務諸表等の写し（法人及び個人）

・直近２箇年分

⑥ 法人にあっては、直近年度の国税（法人税と消費税及び地方消費税）、地方税（法人住民税と固定資産税）の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

・書類提出日の直近３箇月以内の原本

⑦ 個人にあっては、直近年度の国税（申告所得税と消費税及び地方消費税）、地方税（個人住民税と固定資産税）の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

・書類提出日の直近３箇月以内の原本

⑧ 小売電気事業者又は小売供給契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者であることがわかる書面の写し

注：共同提案の場合は①についてはグループ代表者が１部作成し、②については連名で１部作成し、③～⑦についてはグループ代表者及び構成員それぞれに各１部作成し、⑧については該当事業者が１部作成すること。なお、単独提案、共同提案のいずれの場合であっても、弘前市競争入札参加資格者名簿に登録されている者は③～⑦の提出を省略することができます。

(2) 提出期限

令和７年12月24日（水）午後４時まで（必着）

(3) 提出場所

弘前地区環境整備事務組合　事務局

〒036-8314　弘前市大字町田字筒井６番地２　弘前地区環境整備センター　管理棟３階

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

持参の場合の受付時間は午前９時から午後４時までとする。（土曜、日曜日及び祝日を除く。）

郵送の場合、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(5) 参加資格の通知

参加資格審査の結果は、参加表明者に電子メールで通知する。

(6) プロポーザル審査への出席辞退

組合が参加資格を認めた旨を記載した参加資格確認結果通知書を受領後にプロポーザル審査への出席を辞退する場合は、辞退届（様式11）を提出すること。

７．企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

① 事業実施体制回答書及び企画提案書等提出届（様式３） 原本１部

② 事業実施体制各種調書及び企画提案書等 正本１部、副本６部

ア 会社概要（様式４）

イ 技術者の概要（様式５）

ウ 事業者実績調書（様式６）

エ 事業実施体制調書（様式７）

オ 事業責任者の経歴及び実績等調書（様式８）

カ 工程表（様式９）

キ 提案見積書（様式10、様式10－１、様式10－２）

○ ２年間の総額を記載すること。

○ 仕様書の業務内容を実施する場合の見積額を記載すること。これに含まれない価格提案をしたい場合は独自提案により提案すること。

○ 予定売却電力料金総額と予定調達電気料金総額は提案見積書別紙（様式10－１、様式10－２）により算出して転記すること。

○ 本様式においては、予定調達電力料金総額について、料金単価や年間経費には燃料費調整額、離島ユニバーサル調整額及び市場価格調整額並びに再生可能エネルギー発電促進賦課金等は含めないこと。

○ 実際の契約締結は売却及び調達は単価契約、自己託送に係る電力需給管理は単年度の総価契約として自己託送需給管理業務総額を２で除した額を各年度上限額とする。

ク 企画提案書（任意様式）

Ａ４判（縦置き、横置きどちらでも可）片面15ページ以内。図表等の表現の都合上、必要がある場合はＡ３判横長（折り込み）の用紙を用いることは差し支えない。社名やロゴなどの意匠を含め、事業者の特定につながる事項は記載しないこと。

記載事項については、以下のとおり。

○ 会社概要

事業者の保有技術者や電気小売事業の実績などについて記載すること。また、エネルギーの地域循環による循環型社会の実現及び環境啓発など地域への貢献についての事業者としての考え方や実績に関する記載を含めること。

○ 提案事業の概要及び実績

提案事業の概要を記載すること。また、直近２年間の電力供給及び自己託送の実績に関する記載を含めること。

○ 事業実施スキーム・事業運営計画

共同事業の場合はグループ代表者・構成員の役割及び運営計画を明記すること。

○ 想定されるリスク及び対応策

トラブル発生時の対応体制・標準的な対応時間（速度）に関する記載を含めること。

○　事業収支計画

事業収支計画の概要、損益計画、電力受給及び電力需給に係る価格、自己託送に係る費用などについて、事業期間内における計画書を具体的にわかりやすく作成すること。また、提案見積書（様式 10）の見積額と異なる場合は理由を記載すること。

○　事業の実施に関する諸条件

ケ　経済的効果に係る独自提案書（任意様式）

Ａ４判（縦置き、横置きどちらでも可）片面２ページ以内。

仕様書の業務内容を大幅に変更することなく、当組合に直接的な経済的効果を発生させる独自提案がある場合に、その内容、算出根拠、経済的効果及び実現可能性について記載して提出できる。なお、経済的効果の事業期間中（２年間）の提案見積額を明記すること。明記されていない場合は評価に反映できないことがある。

(2) 提出期限等

① 提出期限：令和８年１月16日（金）午後４時まで（必着）

② 提出場所：弘前地区環境整備事務組合　事務局

〒036-8314　弘前市大字町田字筒井６番地２　弘前地区環境整備センター　管理棟３階

③ 提出方法：持参又は郵送により提出すること。

持参の場合の受付時間は午前９時から午後４時までとする。（土曜、日曜日及び祝日を除く。）

郵送の場合、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

８．審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

実施日：令和８年１月22日（木）【予定】

(1) 審査（プレゼンテーション等による審査）

提出された事業実施に係る各種調書及び企画提案書等について別表２で示す評価基準に基づいて審査するとともに、企画提案書等についてのプレゼンテーション等を実施し、高い評価を得た提案者を最優秀提案事業者として選定する。組合は、審査委員会の選定結果をもとに契約候補者を決定する。

プレゼンテーション等においては以下の点に注意すること。

① 時間配分はプレゼンテーション20分以内、ヒアリング15分以内とする。

② プレゼンテーション等は、参加意思表明書の受付順とする。

③ 企画提案書及び独自提案書は参加者名を伏すこととし、提案者自身も名札や社章等を外した上で実施する。

④ プレゼンテーション等は組合が用意するプロジェクターを使用した発表とし、発表に使用する資料は企画提案書及び独自提案書に記載された内容のみとする。また、当日の追加資料の配付は認めない。

⑤ 会場の都合上、出席者は４名以内とする。

⑥ 提案者が１者の場合についても、プレゼンテーション等を実施し、基準点を上回った場

合は、当該提案者を最優秀提案事業者として選定する。

⑦ 審査の結果、最高得点を取得した提案者が２者以上ある場合は、評価項目⑤(提案事業による経済的効果)の得点が高い者を最優秀提案事業者とし、さらに同点の場合は抽選で決定する。

⑧ 提案者が多数あり、契約候補者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、企画提案書の審査を事前に行い、審査委員会において選定された者についてのみプレゼンテーション等を実施し、評価を行うことができるものとし、その旨及び選定結果について通知するものとする。

(2) 審査結果の通知

審査結果を書面により通知する。また、契約候補者にならなかった提案者は、その理由について通知日の翌日から起算して７日以内に担当課へ説明を求めることができる。

９．審査基準及び配点

プロポーザルは別表２「評価基準」に基づき審査する。

１０．日程

公示	令和７年12月４日	
質問受付締切	令和７年12月15日	午後４時まで
質問回答	令和７年12月17日	午後４時まで
参加意思表明書の受付締切	令和７年12月24日	午後４時まで
企画提案書等受付締切	令和８年１月16日	午後４時まで
審査	令和８年１月22日	（予定）
結果通知	令和８年１月26日	（予定）
受給契約締結	令和８年２月以降	※要協議
需給契約締結	令和８年２月以降	※要協議
自己託送に係る電力需給管理業務契約締結	令和８年２月以降	※要協議
事業開始	令和８年４月１日	（予定）

１１．契約

契約候補者特定後、事業実施に向けた協議を実施し、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

なお、その際には、改めて見積書を提出するものとする。

１２．失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出書類が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 本実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

１３．その他留意事項
(1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。また、参加意思表明書提出後に、構成員を追加及び変更することも認めない。
(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提案を失格とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
(3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
(4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
(5) プロポーザルを公正に執行することができないおそれがあると認めた場合、既に公告若しくは通知した事項の変更又は当該プロポーザルを延期若しくは中止することがある。この場合において、参加者が損害を受けることがあっても組合は賠償責任を負わないものとする。
(6)「事業実施体制調書（様式７）」に記載した配置予定の担当技術者は、原則として変更できないものとする。
なお、やむを得ない理由により変更する場合には、組合と協議のうえ変更できるものとする。
(7) 提案が東北管内の旧一般電気事業者の標準メニューにおける料金単価を基準としている場合、その算定方法が改定された場合は、その根拠が明確になっているものに限り、対応する。
(8) 企画提案書等の著作権等については、次のとおり取り扱うものとする。
ア．企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成したものに帰属するものとする。
イ．プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、組合は提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等をすることができるものとする。
ウ．提出された企画提案書等について、弘前地区環境整備事務組合情報公開条例（平成20年弘前地区環境整備事務組合条例第１号）の規定による請求があった場合は、企画提案書等を作成した者に対し、意見書を提出する機会を与えるものとする。なお、本プロポーザルの候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

１４．担当部署（提出・問合せ先）
弘前地区環境整備事務組合　事務局総務課　担当　鳴海
電話　0172-55-5235（直通）
ﾌｧｸｽ　0172-35-3824

別表１

関　係　書　類

番号	書類の名称	様式
1	実施要領	
2	仕様書	
3	質問書	様式１
4	参加意思表明書	様式２－１
5	グループ結成届	様式２－２
6	事業実施体制回答書及び企画提案書等届出書	様式３
7	会社概要	様式４
8	技術者の概要	様式５
9	事業者実績調書	様式６
10	事業実施体制調書	様式７
11	事業責任者の経歴及び実績等調書	様式８
12	工程表	様式９
13	提案見積書	様式 10
14	提案見積書別紙　予定売却電気料金総額に係る附属書（提案見積書積算内訳）	様式 10－１
15	提案見積書別紙　予定調達電気料金総額に係る附属書（提案見積書積算内訳）	様式 10－２
16	辞退届	様式 11
17	【資料１】受給電力計画（令和８年度）	
18	【資料１－１】予定売却電力量（30 分値）	
19	【資料１－２】自己託送に係る託送計画（発電計画）（30 分値）	
20	【資料１－３】予定余剰電力量（30 分値）	
21	【資料２】需給電力計画（令和８年度）	
22	【資料２－１】予定需給電力量（30 分値）　施設名：弘前地区環境整備センター	
23	【資料２－２】予定需給電力量（30 分値）　施設名：南部清掃工場（負荷追随供給分）	
24	【資料２－３】自己託送に係る託送計画（需要計画）（30 分値）施設名：南部清掃工場（自己託送供給分）	
25	【資料２－４】予定需給電力量（30 分値）　施設名：南部清掃工場（全量）	
26	【参考資料１】受給電力調書（R6.10～R7.9 実績）	
27	【参考資料１－１】売却電力量実績（30 分値）	
28	【参考資料１－２】【自己託送供給分】仕訳後の発電電力量実	

	績（30 分値）	
29	【参考資料１－３】余剰電力量実績（30 分値）	
30	【参考資料２】需給電力調書（R6.10～R7.9 実績）	
31	【参考資料２－１】需給電力量実績（30 分値）　施設名：弘前地区環境整備センター	
32	【参考資料２－２】需給電力量実績（30 分値）　施設名：南部清掃工場（負荷追随供給分）	
33	【参考資料２－３】需給電力量実績（30 分値）　施設名：南部清掃工場（自己託送供給分）	
34	【参考資料２－４】需給電力量実績（30 分値）　施設名：南部清掃工場（全量）	
35	【参考資料３】自己託送に係るインバランス発生状況（R6.10～R7.9 実績）	
36	【参考資料３－１】自己託送に係る託送計画（発電計画）実績（30 分値）	
37	【参考資料３－２】自己託送に係る託送計画（需要計画）実績（30 分値）	
38	【参考資料３－３】発電不足インバランス電力量実績（30 分値）	
39	【参考資料３－４】需要余剰インバランス電力量実績（30 分値）	

別表２

評　価　基　準

審査項目	評価項目	評価事項	配点
(1) 電力受給の安定性及び事業の遂行に関する事項	① 事業実施者の信頼性・安定性	・事業者の保有技術者は適当か。 ・電気小売事業の実績は適当か。等	１０
	② 循環型社会の実現及び地域への貢献	・エネルギーの地域循環による循環型社会の実現及び地域への貢献についての事業者の考え方や実績は妥当か。	5
	③ 提案事業の実績	・本事業の目的・内容に沿った提案がなされているか。 ・電力供給や自己託送の実績は適当か。等	１０
	④ 事業遂行能力	・実施体制・運営体制、事業開始までのスケジュール調整は適切か。 ・リスク等への対応策は提案されているか。また基本的な考え方は妥当か。 ・トラブル発生時の対応時間（速度）に優れているか。等	２０
(2) 経済的効果に関する事項	⑤ 提案事業による経済的効果	・５０点×（最低見積額／提案見積額）　※小数第１位を四捨五入する。	５０
	⑥ 直接的な経済的効果に係る独自提案（任意）	・当組合に直接的な経済的効果を発生させる独自提案があるか。 ・独自提案の実現可能性はどの程度あるか。等 ・５点×（提案見積額／５００万円）×換算値 ※上限５点。小数第１位を四捨五入する。	5
評価点（委員１人あたり）			１００
総合評価点（全審査委員の評価点の合計の平均点）			１００

換算表

評価	A	B	C	D	E
	特に良い	良い	標準	やや劣る	劣る又は提案なし
換算値	1	０．８	０．６	０．４	0

評価点＝配点×換算値

基準点を６０点とし、総合評価点が基準点を満たす場合のみ、当該提案者を最優秀提案事業者とする。（満たさない場合は、該当なし。）

※応募者が１者のみの場合の基準点

①から④までの総合評価点が２３点以上である場合のみ、当該提案者を最優秀提案事業者とする。（満たさない場合は、該当なし。）